

争議行為の予告について

多摩連帯ユニオン執行委員長徳永健生から争議行為を行う旨の通知が令和6年4月17日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和6年4月23日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

春闘要求実現に関する件

二 日時

令和6年4月30日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

根岸病院敷地内および根岸病院門前

府中市武蔵台二丁目12番2号

四 種類（以下原文のまま掲載）

全ての組合員、または一部の組合員によるストライキ、もしくは怠業その他あらゆる形式での争議行為を実施する。